

弊社の運輸安全マネジメント

～「安全なくして経営無し」～

2018年4月1日

ゲイソー・ロジスティクス株式会社

代表取締役社長 古川浩延

目次

I.	経営トップのコミットメント並びに責務	3ページ
II.	安全活動方針 (P)	4
III.	2018年度 安全活動の目標並びに重点施策	5
IV.	安全推進体制の概要	19
V.	情報伝達並びにコミュニケーションの確保 (D)	21
VI.	事故発生時の対応並びに情報開示について	22
VII.	安全マネジメントの為の教育・訓練	23
VIII.	内部監査及び業務の見直しと継続的改善 (C,A)	24
IX.	安全マネジメントの為の記録管理及び情報公開	25
X.	安全活動における基本原則	26
XI.	終わりに	27

I. 経営トップのコミットメント並びに責務

- 社長は、【安全】を事業活動の最重要項目と認識し、その確保に最終的責任を有することを確認する。

- 社長は、安全の確保の為、次に掲げる項目に付きコミットする。即ち、
 - 法令遵守と安全最優先の原則を徹底する
 - 安全方針並びに重点施策・計画について明確にする
 - 安全確保の為の体制・インフラを確立し、実施を確実にする
 - 重大事故発生時の適切な対応を確実にする
 - 安全マネジメントの実施状況について常時見直しをし、必要な改善を反映していく
 - 以上について情報管理を確実にする

II. 安全活動方針

安全宣言

1. 安全は、最大の顧客満足である。
2. 安全は、業務の基本動作である。
3. 安全は、重要な経営資源である。

1. 安全の確保が事業活動の根幹であるという認識を全社で共有する
2. 安全活動についてPDCAサイクルを確実に実施し、対策を不断に見直すことで絶えず安全性の向上に努める
3. 安全について積極的に情報公開に努める

III. 2018年度 安全活動の目標並びに重点施策

1. 自責重大事故“ゼロ”の達成

2. 製品汚破損低減への取組強化

3. コンプライアンスの協働推進

1. 自責重大事故“ゼロ”の達成

重点項目

- ① 飲酒運転の撲滅
- ② 労災事故“ゼロ”
- ③ 燃料オイル漏れ事故“ゼロ”
- ④ ウイング開放走行事故“ゼロ”

“ゼロ達成の為の具体的方策”

1. 安全教育の更なる強化

- ①業務の基本動作徹底
- ②自社・備車問わず実輸送乗務員への周知徹底

2. 作業現場での実行徹底

- ①声出し・声掛け、指差呼称の徹底
- ②連携作業時の声掛け合図の実施
- ③荷台作業ルールの徹底

3. 現場チェックと改善実施

- ・現状把握の上、必要な再発防止策の構築と見直し
→ パトロール・勉強会・安全会議等の実施としくみ強化

1. 安全教育の更なる強化

① 業務の基本動作の徹底

ア. 法令の遵守(企業コンプライアンスの推進)

◆交通規則の徹底

- ・制限速度遵守等、交通ルール並びに安全確認徹底の再指導

◆運行管理の徹底

- ・飲酒運転・隠蔽等、事件“ゼロ”に向けた再指導の実施
- ・整備・点検に基づく車輛管理の徹底
- ・過労運転・過積載等、防止に向けた社内体制(仕組み)の再確認

イ. 独自ルールの遵守

◆走行速度の徹底

- ・高速道:80km/h以下 一般道:制限速度以内(60km/h以下)

◆養生の徹底

- ・緩衝材・コンパネ・ラッシングベルト等の配備状況の事前確認の徹底
- ・適正な養生方法の指導徹底

◆安全確認の徹底

- ・作業内容確認時における指差呼称確認徹底
- ・連携作業時における声だし合図確認徹底
- ・荷台作業での危険行為の撲滅

1. 安全教育の更なる強化

② 自社・備車問わず実輸送乗務員への周知徹底

- ・始業時における事前点検(人・車輛)
- ・各作業時におけるルール・手順
- ・輸配送時の安全走行
- ・終業時における業務内容確認と事故防止確認

2. 作業現場での実行徹底

① 指差呼称の徹底

- ・ タイヤ止め確認
- ・ 養生状況確認
- ・ ウイング閉め忘れ確認(車輛ひとまわり活動にて)
- ・ キャッチ閉め忘れ確認(車輛ひとまわり活動にて)
- ・ 燃料オイル漏れ確認
- ・ フォーク作業時の走行前確認

② 連携作業時の声かけ合図の実施

- ・ フォークマンとドライバー間での声出し、声掛け確認
－ 積込み・荷卸し時

③ 荷台作業ルールの徹底

- ・ 荷台での危険行為に対してフォークマンも含め指導、注意し安全作業の徹底に努める

3. 現場チェックと改善実施

会社構内、輸配送中、工場・配送センター内、得意先内の

定期・抜き打ちパトロール、添乗研修、
備車先パトロール、実輸送乗務員ミーティング 等々

実態確認による改善指導を

自社・備車問わず実輸送乗務員に徹底していく

2. 製品汚破損低減達成への取組強化

【数値目標】

輸 送・・・昨年実績の半減を目標とする

倉 庫・・・昨年実績の半減を目標とする

低減に向けた強化取組み事項

① 決められた養生ルールの徹底

② フォークリフト作業のスキル向上

① 決められた養生ルール of 徹底

ア. 養生資材の事前配備

- ・緩衝材・コンパネ・ラッシング・ストレッチ等の標準配備の徹底
- ・車輛配車時における配備状況の事前確認の徹底

イ. 適正養生の実施

- ・事前指導に必要な実輸送乗務員までの連絡体制の整備
- ・適正養生方法の再指導の実施「養生 ヨシ！」
- ・フォークとの連携作業時における「声だし、声掛け合図」の徹底

ウ. 養生実施状況の確認

- ・養生実施時における作業状況確認と改善取り組み

**事前配備・実施方法・状況確認を
確実に実輸送乗務員まで周知徹底していく**

② フォークリフト作業スキルの向上

ア. フォーク技能レベルアップを目指す

- フォーク作業時での基本動作の徹底
- 走行時における作業ルールの徹底
- ツメ操作時の作業ルールの徹底
- 各拠点・得意先等、作業現場の作業ルールの周知

イ. 作業時安全確認の徹底

- ツメ操作時の挿入位置確認の徹底「ツメ ヨシ！」
- 荷姿確認の徹底「荷姿、ヨシ！」
- 走行前安全確認の徹底「左右 ヨシ！」「後方 ヨシ！」
- 積込・積卸時の連携作業における「声だし合図」の徹底

3. コンプライアンスの協働推進

- ① 外部認証のさらなる取得推進

- ② 法令に遵守した物流活動の推進

① 外部認証の更なる取得推進

ア. 安全性優良事業所認定(Gマーク)

- ・認証維持継続の実施に伴う安全品質の向上
- ・固定傭車先へ認証推奨並びに認証支援の実施

イ. 環境関連認証の推進継続

- ・「グリーン経営認証」(倉庫事業・トラック運送事業)
- ・「エコステージ」等々

認証取得の推進と認証維持継続を実施していく

② 法令に遵守した物流活動の推進

ア. 飲酒運転・過積載の防止

実輸送レベルでの各社対策内容の構築と確認実施

- ・ 飲酒運転防止教育の実施状況確認
- ・ 過積載防止に向けた仕組み確認

イ. 環境規制適合車輻への代替推進

規制適合時における車輻管理(代替・廃車等)の適正対応による
配送業務に支障なき管理状況を逐次確認



現在の車輻台帳に規制適合時での計画を追記し、
計画に伴う実施状況を逐次確認していく

ウ. 運輸安全マネジメント制度への対応

法対象保有台数に関係なく、制度運用を実施していく

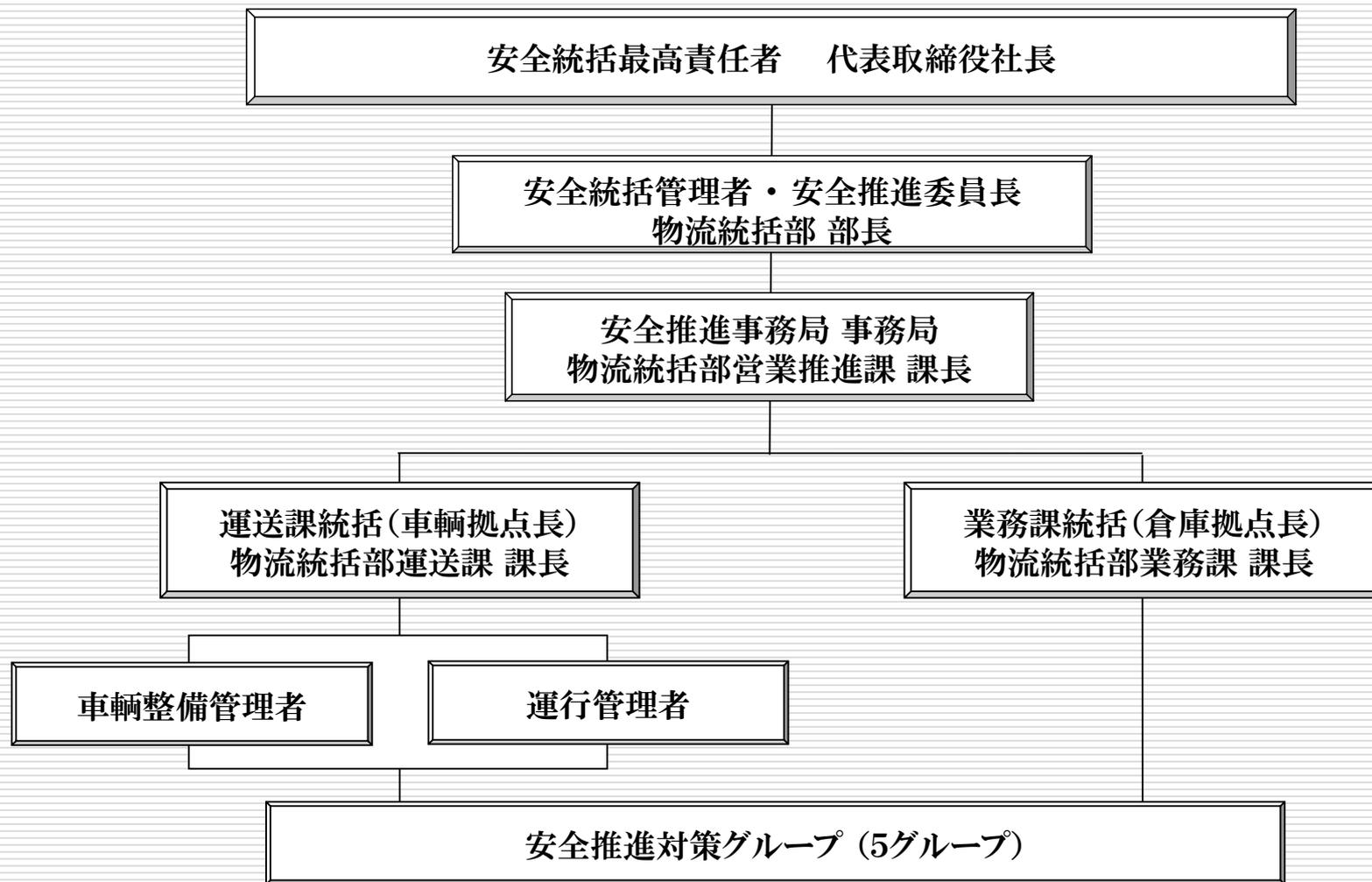
IV. 安全推進体制の概要

- 別途定める安全管理規程に基づき、社長が安全活動の最終的な責任を追うことを明確にする

- 同時に次に掲げる者を選任し、責任ある体制を構築し、安全確保の為の企業統治を的確に行う
 - 安全統括管理者
 - 運行管理者
 - 整備管理者
 - その他必要な責任者

- 安全推進の為の具体的組織図を次項に掲げる

ゲイソー・ロジスティクス(株)安全推進委員会 組織図



V. 情報伝達ならびにコミュニケーションの確保

下記の通り安全の確保について情報共有並びに意思疎通の機会を設ける

□ 社内

- 朝礼 毎朝
- 社内安全会議 月一回
- グループミーティング 月一回、週一回

□ 輸配送協力会社

- 協力会社巡回ならびに安全教育記録取得
- 年二回グループ全体安全会議を開催

- 対外的には会社のホームページ等の場を活用し、安全管理規定や具体的安全取組内容について積極的に公表する

VI. 事故発生時の対応ならびに情報開示について

- 事故や災害等に関する報告連絡体制を別途定め、事実関係、具体的対応ならびに再発防止策について、速やかに安全統括管理者及び経営トップに伝達されるように努める

- 事故・災害報告の方法については予め様式を定め、発生日時、場所、天候条件、事故内容、原因等々必要な情報が確実に把握され、事実関係が正確・迅速に伝達される状態を確保する

VII. 安全マネジメントの為の教育・訓練

安全活動計画に沿って、前述の安全教育内容について、安全推進委員・乗務員・倉庫作業者の全関係者に対し、

- 朝礼
- 月例の社内安全会議
- 月次・週次のグループミーティング
- 備車先も含めた年二回のグループ全体安全会議
- 備車先からの安全教育記録取得
- 年数回の安全取組キャンペーン
- 定期・不定期構内巡回チェック

等あらゆる場を活用し組織全体に浸透するよう努める

VIII. 内部監査及び業務の見直しと継続的改善

- 安全マネジメント態勢が適切に確立され、実施・維持され機能していることを確認する為、経営トップは安全統括管理者を実施責任者とし、少なくとも年一度内部監査を実施する
- 重大事故や災害の発生時、あるいは同種の事故が繰り返し発生するといった事態の場合には、恒例のものとは別に緊急対応として安全活動の内部監査を実施する
- 前述の内部監査の結果について、安全統括管理者は速やかに経営トップに報告し、必要な措置について実施する
- 当該内部監査結果を踏まえ、不断に業務を見直し、継続的に更に高度な安全確保の為に必要な措置を講じる

IX. 安全マネジメントの為の記録管理及び情報公開

別途定める安全管理規程第十七条に沿って下記記録について維持管理し、必要に応じて情報の公開を行う。
即ち、

- 安全活動に関する基本方針
- 目標及びその達成状況
- 安全活動の組織体制、指揮命令系統
- 安全活動に関する重点施策、教育・研修も含む計画等
- 事故、災害等に関する報告連絡体制、事故統計
- 安全統括管理者の指示
- 安全管理規程
- 内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全活動における基本原則

1. 法定速度遵守と防衛運転の実施
2. 正しい養生の徹底と3急運転禁止
3. アイドリングストップとタイヤ止めの完全実施
4. ヘルメット・安全靴・安全ベストの完全着用と5Sの徹底
5. 合図・指差呼称の励行と安全確認の徹底

XI. 終わりに

当社は、2007年に国が推奨する形での運輸安全マネジメント制度を導入して以来、事業としての競争力維持、お客様へのサービス品質向上、そして企業としての社会的責任を果たすという三つの点において、安全は欠かすことのできない重要な経営資源との認識に立っています。

「安全なくして経営無し」を肝に銘じ、今後とも事業の一層の発展と社会貢献に努めて参ります。